

2004年度 民事訴訟法講義 11

関西大学法学部教授
栗田 隆

第11回

1. 訴訟要件（140条・141条）
2. 訴訟類型と訴えの客観的利益（134条・135条）

T. Kurita

2

訴訟要件の意義

- 訴訟要件 請求について判決をするために必要な訴訟法の観点から定められた要件。



T. Kurita

3

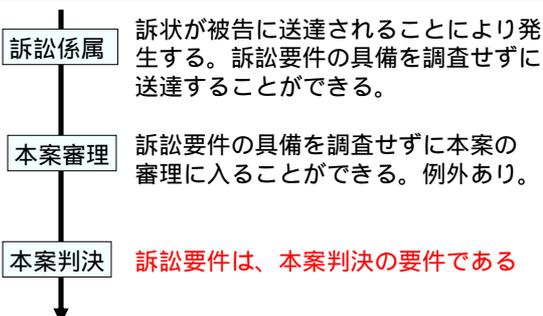
訴訟要件を具備しない訴えの扱い

- 原則 訴え却下判決がなされる（本案判決と対比させて、訴訟判決）。
- 例外
 1. 管轄違いにすぎなければ移送の裁判（16条）がなされる。
 2. 期日の呼出しに必要な費用を原告が予納しない場合には、被告に異議がなければ、**決定で訴えを却下する（141条）**。

T. Kurita

4

訴訟要件の位置づけ



T. Kurita

5

訴訟要件と本案審理との関係

- 原則 裁判所は、訴訟要件が充足されているかを未確認にしたまま本案の審理をおこなうことができる。
- 例外 担保提供義務を負う原告の訴訟費用の担保提供（75条・78条など）は、本案審理の要件である（妨訴抗弁）。訴訟費用の償還を受けることについての被告の利益を保護するためである。

T. Kurita

6

訴訟係属の発生に関する訴訟要件

- 適式な訴え提起行為 [133条](#)、[271条](#)に注意。
- 有効な訴え提起行為 訴訟能力を有する原告の意思に基づいて提起されたこと、または、代理権を有する代理人により提起されたことが必要である。
- 被告への訴状の有効な送達 [102条](#)に注意

裁判所に関する訴訟要件

- 国際的な裁判管轄権
- 国内的な管轄権 管轄違いの場合には移送 ([16条](#)1項)

当事者に関する訴訟要件

- 当事者の実在
- 当事者能力
- 当事者適格（訴えの主観的利益） その訴訟の当事者間で本案判決をすることが紛争の解決に相当であるとするだけの権能・適格を当事者が有していること。

訴訟物に関する訴訟要件

- 請求適格 個々の事件を離れて一般的に見て、請求内容が本案判決を受けるのに適すること
- 権利保護の利益 請求適格が満たされる場合に、個々の事件において、原告が当該請求について判決を求める現実の必要性ないし利益（訴えの利益）を有すること、または、再訴禁止規定（[262条](#)2項）などによりそれを否定されていないこと。
- 訴え提起の態様に関する規定の遵守
- 訴え提起が信義則に反しないこと

その他の訴訟要件

- 訴訟費用の担保の提供が必要な場合に、担保の提供がなされていること（[75条](#)・78条・81条、商法267条5項など）。

次の事項については、見解は分かれる

1. 当事者が訴訟能力を有し、あるいは能力の補充を受けたこと
 2. 訴訟代理権が有効に授与されたこと
 3. 同一事件について既判力のある判決が存在しないこと
- この講義では、これらは訴訟要件ではないと考える。1と2は、訴え提起行為の有効性ならびに中断受継の問題として処理される。3は訴えの利益の問題として処理される。

当事者の訴訟能力

未成年者が自ら訴えを提起した → 訴え提起行為の有効性の問題

訴訟の途中で訴訟能力を喪失した → 中断・受継の問題（124条）

T. Kurita

13

請求認容判決のある権利についての再訴

X → 1億円支払請求 → Y

請求認容判決が確定した後で、同じ債権について

X → 1億円支払請求 → Y

- 通常は、再度の訴えの利益がない。
- しかし、時効中断のために必要である場合には、訴えの利益が肯定される。

T. Kurita

14

訴訟要件の調査

- 職権調査の原則 訴訟要件は、制度設営者としての裁判所の立場から要求されているものが多い。そのため、多くの訴訟要件は、裁判所が進んで調査する。
- 例外 = 抗弁事項 もっぱら当事者の処分に委ねてよい利益に関わる事項については、当事者からの指摘をまって調査する。
 1. 仲裁合意の存在（仲裁法14条）
 2. 不起訴の合意の存在
 3. 訴訟費用の担保の提供（75条・78条）

T. Kurita

15

判断資料の収集

- 通説による区分
 1. 職権探知事項（裁判所の責任で収集すべき事項）
 - a. 裁判権、専属管轄、当事者能力、判決が対世効を有する場合の当事者適格など。
 2. 弁論主義に服する事項（当事者の責任で収集すべき事項）
 - a. 抗弁事項の全部
 - b. 職権調査事項の一部 任意管轄、訴えの客観的利益、当事者適格（対世効のある判決の場合を除く）

T. Kurita

16

本案の判断との順序

- 原告の請求を認容するためには、訴訟要件が具備されていることが必要である。
- 訴訟要件の具備が明確になる前に請求に理由がないことが明らかになった場合については、見解が分かれている。
 1. 通説 訴訟要件の具備が本案判決の要件であり、要件具備を確認した上でなければ請求棄却判決も許されない。
 2. 訴訟要件分類説 被告の利益保護を目的とする訴訟要件については、その要件の具備の判断前に請求に理由のないことが明らかになれば、その要件の具備を調査することなく請求棄却判決を下すことができる。

T. Kurita

17

訴訟要件を欠く訴えに対する対応

- 訴訟要件を欠く訴えは、不適法な訴えとして却下されるべきである。但し、
 1. 管轄違いの場合には、管轄裁判所に移送する。
 2. 補正可能な場合には、裁判所は、期間を定めて補正を命ずる（訴え提起行為に瑕疵がある場合については、34条がある）。口頭弁論を開く前に命じてもよい。
 3. 補正が不能な場合、あるいは補正命令に応じなかった場合には、訴えを却下する。口頭弁論を経る必要はない（140条）。

T. Kurita

18

訴えの利益（本案判決を求める利益）

- 訴えの提起は、国民一般の負担において設営される裁判制度の利用であるから、訴えないし請求は裁判制度の利用として意味のあるものに限定されなければならない。
- こうした観点から要求される訴訟要件が、訴えの利益である。

訴えの利益（広義の訴えの利益）の分類

- 客観的利益（請求についての正当な利益---狭義の訴えの利益）
 1. 請求適格（権利保護の資格）
 2. 権利保護の利益ないし必要（最狭義の訴えの利益）
- 主観的利益（当事者についての正当な利益 = 当事者適格）

法律上の争訟 = 請求適格

- 裁判の対象は、実定法上は「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）の語で表されている。民事訴訟の対象となるのは、対等な市民間の法律上の争訟またはこれと同様に扱われるべき争訟である（国民が公権力主体に対して提起する国家賠償法訴訟は、民事訴訟に分類される）。
- 個々の事件を離れて一般的に、裁判所が裁判をなすに適する請求であることを請求適格（権利保護の資格）という。そのような請求であるためには、法律上の争訟を解決する請求でなければならない。

請求適格の要件

- A) 請求が具体的な権利または法律関係に関するものであること
- B) 訴訟による救済を必要とする利益が問題となっていること
- C) 憲法により保障された重要な利益の尊重あるいは制度枠組みの維持のために、裁判権の行使を自制すべき場合でないこと

訴訟による救済を必要とする利益

- 定型的に訴訟以外の手続で権利を行使すべきものとされている類型の権利は、その手続によるべきである。
- 一般市民法秩序と直接の関係を有しない団体の内部問題については、団体の自律性が尊重されるべき場合があり、そのような問題は司法審査の対象から除外される。
- 行政上の義務は、行政代執行法や国税徴収法の規定に従い自力執行できるから、義務の履行を求める訴えは、法律の特別の規定がない限り、原則として許されない。

最判平成14年7月9日

- 宝塚市の市長が、「宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」に基づき、同市内においてパチンコ店を建築しようとする者に対し、その建築工事中止命令を発したが、同人がこれに従わないため、同人に対し同工事を続行してはならない旨の裁判を求めた行政訴訟が法律上の争訟に該当しないと却下された事例。

最判平成11年9月28日

- 宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴訟において、原告を住職の地位から罷免した者が包括宗教法人の法主の地位に就いていたかが問題とされ、その問題は日蓮正宗の教義にいう血脈相承を受けていたかに依存するため、紛争の本質的な争点は法律上の争訟に当たらないとの理由で不適法とされた事例

権利保護の利益

次のような場合には、権利保護の利益は否定される

- 新たな確定判決の取得が必要ない場合
- 既に開始されている手続において審理されている請求と同一又は密接に関連して、重ねて裁判する必要がない場合
- 個々の事件において訴訟以外の手続で権利を行使すべきものとされている場合
- 当事者の合意あるいは係争権利の属性により訴訟の利用が認められない場合
- 手続政策上の理由により起訴が禁止されている場合
- 訴え提起が権利濫用あるいは信義則違反にあたる場合

新たな確定判決の取得が必要ない場合

X → 債権支払請求 → Y

1980年5月に請求認容判決確定。
同じ請求の訴えを

1981年5月
に提起

1989年5月
に提起

二重の訴え

X → 債権支払請求 → Y
← 債権不存在確認請求 ←

第二の訴えについては、権利保護の利益がない

X → Xの所有権確認請求 → Y
← Yの所有権確認請求 ←

第二の訴えについては、権利保護の利益がある

他の手続の利用が要請される場合

- 破産債権は、破産手続で行使すべきである（破産15条・16条）
- 仲裁合意が存在し、仲裁により紛争を解決することが可能な状態にある場合には、これによるべきである（仲裁法14条但書き1号・2号）。

当事者の合意あるいは係争権利の属性

- 不起訴の合意がある場合
- 訴え取下げ契約がある場合
- 債権が訴求力を欠く性質のものである場合

手続政策上の理由により起訴が禁止されている場合

- 判決後に訴えを取り下げた場合の再訴の禁止（[262条2項](#)）
- 別訴禁止（平成15年人訴法25条） 例えば、夫婦の一方が提起する婚姻取消請求の棄却判決の確定後に、その訴訟で主張でき離婚原因を主張して離婚の訴えを提起することは許されない（提起しても却下される）。

紛争の蒸返しの禁止の法理

[最判平成10.6.12（平成9年（オ）第849号）](#)

- 最高裁は、紛争解決の実効性を高めるために、「実質的には敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる」後訴の提起は、信義則に反して許されない、との法理を定立している。

確認請求についての正当な利益

- 確認訴訟の対象となりうる事項は広範囲であるため、訴えの利益は特にここで問題となる。
- 確認の訴えの利益（確認の利益）は、次の3つの要件が充足される場合に認められる。
 1. 即時確定の利益（即時確定の必要性）
 2. 確認対象の適切性
 3. 訴訟形式の適切性

即時確定の利益（即時確定の必要性）

確認の利益が認められるためには、

1. 原告の権利や法的地位に危険や不安定が現存し、
 2. 確認判決によりそれを解消することについて原告が現実的利益を有する
- ことが必要である。次の場合がその代表例である。
- 被告が原告の法的地位を争う場合。
 - 戸籍簿や登記簿等の記載が原告の主張する法律関係が異なり、その是正のために原告主張の法律関係を確認する判決が必要な場合。

最判平成11年6月11日

- 遺言者の死亡前に提起された遺言無効確認の訴えは、遺言者が心神喪失の常況にあって、遺言者による当該遺言の取消し又は変更の可能性が事実上ないとしても、不適法である。

確認対象の適切性

原告の権利や法的地位について生じた危険や不安を除去する方法として原告・被告間で原告が提示する確認請求について判決することが有効・適切であることが必要である。

1. 現在の法律関係 紛争の抜本的解決あるいは法的地位の安定のために必要かつ適切である場合には、過去の法律関係や過去の法律行為の効力の確認請求でもよい。
2. 法を適用して判断できる法律関係 例外：[134条](#)。
3. 当事者間の法律関係の確認でも、他人間の法律関係の確認でもよい。

訴訟形式の適切性

- 確認訴訟以上に有効・適切な紛争解決手段がないことが必要である。
- 給付の訴えあるいは形成の訴えの方が適切な場合には、確認の訴えは許されない。

証書真否確認の訴え（134条）

- 証書の成立の真否が確定されると法律関係も確定され、紛争が解決されることがあるので、そのことのために例外的に証書真否確認の訴えが許されている（134条）。
- 事実の確認の訴えと位置づけられる。
- 確認の対象は、その内容から一定の権利関係の成立・存否が直接証明される文書の成立の真否、すなわち、文書が作成名義人（作成者と主張されている特定人）の意思に基づいて作成されたか否かである。

証書真否確認の訴えの利益

- 証書が作成名義人とされている者の意思に基づいて作成されたか否かという事実を確定すれば、原告の法的地位が安定する場合にのみ確認の利益が認められる。
- 借用証書に記載された債務について弁済が主張されているような場合には、証書の真否が確定されても、原告の権利または法律上の地位の危険・不安が除去されず、さらにその権利または法律上の地位自体の確認を求めねばならないので、証書真否確認の利益は認められない。

給付請求についての正当な利益

- 給付の訴えは、（ ）給付請求権の存否に関する争いを解決し、（ ）強制執行の基礎となる債務名義を得ることを目的とするものである。いずれか一方の目的を達成する必要があるれば訴えの利益がある。
- 原告が被告に対して一定の行為の差止を請求する訴訟において、その行為の差止が原告に利益をもたらすものであれば、訴えの利益が原則として肯定される。しかし、被告がその行為をしているともその虞があるとも認められない場合には、請求は棄却される。

将来給付の訴え（135条）

- 履行すべき状態にまだなっていない給付義務を主張し、予めこれについて給付判決を得ることを目的とする訴えを将来給付の訴えという。
- 現在給付の訴えの必要性は、被告が履行期にある義務を履行していないこと自体によって根拠づけられるのに対し、将来給付の訴えについては、そのような根拠付けはできず、予め判決を請求する（判決を得ておく）必要のあることが要件として追加される。

将来給付の訴えが許されるための要件

- 請求適格のレベル 135条には規定されていないが、将来給付の訴えが許されるためには、訴訟物たる請求権の将来における存在について明確な予測が可能であることが必要である。
- 権利保護の利益のレベル 債務者がその権利を認め、履行期に履行すると言い、万一履行が遅れても債権者に生ずる損害が重大でない場合には、将来給付の訴えを許す必要性はない。これが許されるためには、「あらかじめ請求をなす必要」（事前請求の必要性）のあることが必要である（135条）。

将来給付の訴えの請求適格が肯定される例

- 不動産の不法占拠者に対し明渡を求めるとともに、明渡義務の履行完了に至るまでの賃料相当額の損害金の支払いを予め請求すること。
- 債務不履行による遅延損害金の支払請求

将来給付の訴えの請求適格が否定される例

- 航空機の夜間離着陸による騒音公害を原因とする将来の損害の賠償請求。最判昭和56.12.16民集35-10-1369
- 共有者の一人が共有物を他に賃貸して得る収益につきその持分割合を超える部分の不当利得返還を他の共有者が求める場合に、そのうちの事実審の口頭弁論終結時後に係る部分（最判昭和63年3月31日）。
- 賃貸借契約終了前の敷金返還請求権のように、債権自体は存在するが、具体的給付義務の内容が未確定の場合（即時確定の利益があれば、確認の訴えは許される。最判平成11.1.21第1小法廷判決）。

形成請求についての正当な利益

- 形成の訴えは、それを許す規定がある場合にのみ許され、所定の要件を満たす場合には訴えの利益が原則的に肯定される。
- したがって、形成訴訟にあっては訴えの利益が問題にされることは多くない

形式的形成訴訟

- 共有物分割の訴え（民法258条）
- 境界確定訴訟（公簿上特定の地番により表示される土地（筆）の境界線の確定を求める訴えであり、所有権の範囲の確認訴訟ではない）
- 父を定める訴え（民法773条。事実の確定を求める確認訴訟ではない）

形式的形成訴訟の特色 境界確定訴訟を例にすると

1. 実体法上形成要件の規制を欠いている。
 2. 請求棄却判決ができない。どこかに境界線を定めなければならない。
 3. 裁判所は当事者の主張する境界線に必ずしも拘束されない（246条の厳格な適用がない）。
 4. 上訴審において、不利益変更禁止の原則の厳格な適用はない。
- 共有物分割の訴えにも上記の特質のうちの1,2,3が当てはまる。